

平成30年7月30日宣告 東京高等裁判所第8刑事部判決

平成28年(う)第2280号 強盗殺人被告事件

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

## 第1 本件事案の概要

原判決の認定によると、本件は、被告人が、以前勤めていた干物店の経営者であるA（当時59歳）らを殺害して現金を強取しようとして決意し、平成24年12月18日午後6時頃から午後9時頃までの間、静岡県伊東市内にある同干物店内において、いずれも殺意をもって、Aに対し、その両頸部を刃物（凶器は特定されていないので、正確には刃物様の物であるが、犯情に差異はないので、以下、原判決の表記に従い単に「刃物」という。）で突き刺すなどし、頸部静脈の刺切損を伴う左右頸部刺切創等の傷害を負わせ、また、同時刻頃、同店従業員B（当時71歳）に対し、その右頸部及び左前胸部を刃物で突き刺すなどし、頸部静脈の刺切損を伴う右頸部刺切創及び左前胸部刺切創等の傷害を負わせ、さらに、その両名を同店内に設置されたプレハブ型冷凍庫内に閉じ込め、庫内温度を零下40度になるように設定し、よって、その頃、両名を前記各傷害に基づく出血性ショックにより死亡させて殺害し、その際、A管理に係る現金約32万円を強取したという強盗殺人の事案である。

## 第2 控訴趣意

本件控訴の趣意は、弁護士趙誠峰（主任）、同神山啓史及び同水橋孝徳作成の控訴趣意書に記載されたとおりであり（弁論を含む。）、その論旨は、事実誤認及び量刑不当の主張である。これに対する検察官の答弁は検察官大久保和征作成の「答弁書(1)」と題する書面に記載されたとおりである（弁論を含む。）。

### 第3 事実誤認の論旨について

1 論旨は、被告人は、本件干物店から現金を持ち出してもいないし、被害者らを殺害してもいないのに、これらを認めて被告人に強盗殺人罪が成立すると判断した原判決には事実誤認がある、また、原判決のいうように現金を持ち去った犯人が被告人であると仮定しても、被害者らを殺害した犯人が別にいることは十分あり得ることであり、被告人の供述を前提としても、反対仮説が成立するから、被告人が被害者らを殺害した犯人であることは証明されていない、などというのである。

#### 2 原判決の要旨

原判決が、被告人を被害者らに対する強盗殺人の犯人であると認めた理由は、要旨、以下のとおりである。（なお、以下の要旨においては、原判決の説示全体の趣旨に沿って、説示の順序等を整理し直し、また、表現を若干修正している。）。

(1) まず、本件発覚の経緯及び被害状況等についてみると、平成24年12月19日（以下、特に断らない限り、時期については平成24年のそれを示す。）午前8時30分過ぎ、本件干物店従業員が施錠されていなかった北側ドアから店内に入ると、同店内にあるプレハブ型冷凍庫の扉の前が干し網、机等で塞がれ、内側から開けられないようになっており、これらを取り除いて扉を開けたところ、その中で血まみれで倒れている被害者2名の遺体が発見された。本件干物店内の床やショーケース、カウンターテーブル等には多数の血痕の付着があった。Aは、その頸部を刃物で3回突き刺されるなどの、Bは、その頸部及び左前胸部を刃物で突き刺されるなどの攻撃をいずれも本件干物店内で受け、それぞれ受傷後約1時間以内に出血性ショックで死亡したものと推認される。

Aは、12月18日午後6時頃に電話をかけており、同日午後7時に予約した近所の動物病院に現れなかったことから、同人に対する攻撃は同日午後

6時頃から午後7時頃までの間に開始され、また、Bは、同日午後6時49分頃に本件干物店に戻ったと認められることから、同人に対する攻撃はその頃以降に開始されたものと推認される。また、遺体発見時、本件冷凍庫内の温度は普段の設定より低い零下40度になるよう設定され、被害者らの遺体には寒冷症状が見られたことから、被害者らは攻撃を受けた後に生きたまま本件冷凍庫内に閉じ込められたものと認められる。

本件発覚後の本件干物店内の様子をみると、空のバッグが放置され、ゴミ箱内にポーチや書類ケース、小物入れなどが入れられ、現金が紛失していたことから、何者かが同店内で物色行為に及び現金を持ち去ったことが認められ、その額は、①12月17日の売上利益13万円、②同月18日の売上利益4万116円、③釣銭用現金約15万円の合計約32万円であり、同月18日昼前にAがBに両替させた500円硬貨の棒金（硬貨50枚をまとめて棒状にしたもの）2本（100枚）及び100円硬貨の棒金10本（500枚）も持ち去られた現金に含まれていたものと認められる。

(2) 次に、現金を持ち去り、被害者らを殺害した犯人について検討すると、以下の事実が認められる。

ア 本件当時、被告人には、妻の分と合わせても預貯金の口座残高が6万円程度しかなく、消費者金融に対する借入残高合計約136万円は平成12年以降返済がなく、義弟からの借金残高も80万円あり、毎月5万円ずつ返済するとの約束も履行せず、7月2日に就職した勤務先の経営者からは、就職の数日後に毎月3万円ずつ返済する約束で30万円を借り入れたほか、9月中旬に高利貸のCから15万円を利息月7分、返済期限を11月中旬とする約定で融資を受け、10月には勤務先の社長から15万円を借り入れ、11月には被告人はCに対する借金の1か月分の利息1万500円を支払ってその返済期限を1か月間延期した。11月下旬に勤務先の社長からの前記借金を給料天引きで返済したため、同月分の給料の差額支給額は9万3930

円となった。12月13日、被告人は勤務先の社長からさらに2万円を借り入れた。同月14日、被告人はCに対し17日には返済する旨約束したがこれを守らず、同日には具合が悪くて病院で点滴を受けているため翌18日に返済する旨連絡したものの、結局同日になっても返済しなかった。また、被告人の携帯電話は同月15日から料金滞納（金額5067円）により通話停止になっていた。

イ 被告人は、12月18日午後6時10分頃、本件干物店から北方約180メートルの国道沿い歩道上に停めた被告人車の中にいたが、同日午後6時30分頃、そこからやや北の国道沿いの店舗敷地内に停めていた被告人車内にいて、同車を北に向かって発進させた。さらに、同日午後7時15分頃、被告人車が本件干物店の駐車場のトイレ前に国道に背を向け止められていたが、車内は無人で、エンジン音もしていなかった。同日午後7時57分頃、ほぼ同じ場所に同じ向きで銀色ないし灰色系の軽四輪乗用自動車も停車していたが、車の特徴の類似性等からこの自動車も被告人車であったと推認できる。そうすると、被告人は、12月18日午後6時30分頃から同日午後7時15分頃までのいずれかの時点において、本件干物店の駐車場に被告人車を止め、本件干物店内に立ち入り（このこと自体は被告人も認める供述をしている。）、同日午後7時57分頃にも本件干物店内にとどまっていたものと推認できる。

ウ 被告人は、同日午後9時頃から翌19日午前9時4分頃までの間に次のとおり現金合計40万41円を支払や他人への交付、又は自己の預金口座への入金を使用した。すなわち、被告人は12月18日午後9時頃から同日午後10時頃までの間に妻に対し現金5万円を自宅で交付し、同日午後9時41分頃から翌19日午前5時5分頃までの間に、コンビニやガソリンスタンド等で未納の携帯電話料金の支払を含め合計2万2041円の現金を費消し、同日午前7時30分頃、前記Cに対し借金15万円を返済し、同日午前

7時38分頃から同日午前7時43分頃までの間にコンビニのATMで2回にわたり被告人名義の口座に合計6万8000円を入金し、同日午前8時52分頃から同日午前9時4分頃までの間に、金融機関のATM及び窓口で被告人名義の口座に500円硬貨計100枚及び100円硬貨計600枚の合計11万円を入金した。

(3) 以上のとおりの事実が認められ、被告人は、犯行前日まで経済的に余裕のない状況であったのに、被告人が本件干物店に立ち立ったすぐ後の12月18日午後9時以降から翌19日朝にかけて、立て続けに合計40万41円もの現金を使用し、返済に苦慮していた高利貸しのCからの借金15万円も翌19日早朝に返済していることは、この間にまとまった現金を入手したことをうかがわせる。また、口座に入金した11万円分の硬貨はその金額と金種構成の点で、本件干物店から持ち去られたと認められる10万円分の硬貨と極めて類似している（なお、入金で使用された100円硬貨の方が12月18日に両替した100円硬貨より100枚多いが、以前に両替した100円硬貨の未使用の棒金が残っていて、持ち去られたという可能性も十分ある。）。職業上多数の硬貨を扱うこともない被告人がこれほど多量の硬貨を所持していること自体特異なことである。そうすると、特段の事情がない限り、被告人が本件干物店に立ち立った直ぐ後から立て続けに費消するなどした現金は、被告人が本件干物店から持ち去ったものであるとの推認が働くことは否定できない。

そして、被告人は、口座に入金した硬貨は自分が銀色と青色の貯金箱に貯金していたものであり、その余の現金については、7月に勤務先の経営者から借りた30万円と10月に勤務先の社長から借りた15万円をそのまま自分の車の中で保管していたと弁解し、現金保管の理由については、30万円は長男の結婚式費用の分担として請求があり次第支払おうと考え、また、15万円はCからの借金の返済用に、又貸しした相手であるDが返済してくれ

ない場合に備えてそれぞれ保管していたものであるとし、本件犯行当日の夜に自分が本件干物店に立ち入ったため、Aとのトラブルもあったので犯人と疑われると思い、その疑いを避けるために、12月18日から19日にかけて保管していたこれらの現金を費消又は預金して分散させたなどと弁解しているが、その内容自体が不自然であり、又貸ししたという相手方等については裏付けもなく、信用し難い。

また、被告人は、本件犯行当日の行動に関し、本件干物店への再就職の依頼のため本件干物店を訪ね、シャッターが開いていた中央出入口から店内に入ると、本件冷凍庫の前で、被害者らがショーケースに寄りかかるようにして並んで座っていて、血のようなものが見え、声をかけても返事がなかったので両名とも既に死亡しているものと思い込んで動揺し、10分も経たないうちにその場を立ち去ったが、第一発見者である自分が犯人と疑われかねないと思い、警察に通報しなかったなどと供述する。しかし、店内に短時間しかいなかったという点は被告人車の駐車状況に反し、被告人の弁解を前提とすると、被告人が立ち去った後に、犯人がその場に戻りショーケース前の被害者らを本件冷凍庫内に閉じ込めたということになるが、そのようなことは常識的には考えにくい。さらに、被告人が見たという死亡しているような被害者らの様子は、被害者らが本件冷凍庫内に閉じ込められた後もそこから脱出しようとしていたことと合致せず、また、被害者らが寄りかかっていたというショーケースには被害者らの血痕が見当たらないこととも整合しない。その他、顔見知りの被害者らの惨状を目の当たりにしながら何もせずに立ち去ったこと、経営者であるAともトラブルになっていたという本件干物店に再就職するため、給料が下がる可能性があるのに、事前に連絡もせずに訪ねたことなど、被告人の供述内容には不自然かつ不合理な点があることなどからすれば、被告人の本件犯行当日の行動に関する供述も信用できない。

(4) 以上のとおり、被告人は、経済的に余裕のない状況であったのに、本

件干物店に立ち入って約40分間にわたって同店内にとどまった後、短期間に約40万円の現金を費消したり預金口座に入金したりするなどしたことや入金した硬貨はその金額と金種構成の点で本件干物店から持ち去られた硬貨とほぼ一致していることが認められ、被告人のこれらの現金の出所に関する供述が信用できないことからすれば、被告人は、本件干物店内を物色し、硬貨（棒金）を含む現金を持ち去った犯人であることは常識的にみて間違いがない。また、被告人が本件干物店に立ち入った時刻と被害者らが刃物で攻撃されるなどした時間帯とが極めて近接していることからすると、被告人は、現金の持ち去りだけではなく、被害者らの殺害をも行った犯人であることが強く推認される（被害者らを殺害した犯人が別人であると仮定すると、その犯人は、Bが本件干物店に戻った午後6時49分頃以降、被告人が本件干物店に立ち入った時刻までに、Bを攻撃し、Aともども本件冷凍庫内に押し込めてその扉の前の通路を机等で塞いだということになるが、このようなことが行われる現実的な可能性を想定することは極めて困難である。）。被告人が本件犯行翌日に知人にアリバイを依頼したこともこの推認を補強する。

そして、Aの車が駐車場にあって同人が本件干物店内にいることは明らかな状況であること等に照らすと、被告人が本件干物店に立ち入ったのは窃盗目的であったとは考え難いが、被告人が当初から強盗目的を有していたと断言できるほどの証拠はないから、被告人に有利な見方をして、金策目的で本件干物店に赴きAに対して融資を頼んだがそれを断られてとっさに同人の殺害に及び、それを目撃したBに対しても殺害に及んだという経緯があった可能性があるとして認定した。もっとも、被告人が高利貸しからの借金を返済する必要に迫られており、被害者らの殺害行為に及んだ後に慌てて逃走するのではなく、物色行為をし、現金を持ち去ったと認められることからすれば、被告人が被害者らの殺害行為に及んだ際には財物奪取の意図もあったと認められる。

以上によれば、被告人が被害者らに対する強盗殺人に及んだことが認められる。

### 3 当裁判所の判断

#### (1) 原判決の判断に対する評価等

原判決は、推論の過程の説示等にはやや不正確な点があり、また、被害額について若干認定に誤りがあるものの、その認定・判断の中核的な部分には、論理則、経験則等に照らして概ね不合理な点はなく、当裁判所としてもその結論は是認できる。

若干補足すると、原判決が認定した、被害者らが攻撃を受けた時刻の前後における被告人の本件干物店駐車場及び付近での行動（被告人は、被害者らが攻撃を受けた時刻頃に本件干物店内に入ったことは認めている。）、被告人の本件当時の経済状況と本件直後の金銭の使用状況、本件干物店の被害内容（ただし、後記のとおり、被害額は約29万円の限度で認められる。）と被告人が費消、入金等をした現金の額等の類似性（特に棒金に相当する金額と金種の類似性）に加え、他に被告人が本件犯行の犯人であることと整合する間接事実が少なからずあることを総合すれば、被告人が本件強盗殺人の犯人であることは合理的な疑いを入れる余地がなく証明されているといえる。

すなわち、原判決の判断の順序に従い、まず、本件犯行前の被告人の経済状態についてみると、11月25日支給分の給料は、借金を差し引いて9万円余りしか受け取れず、妻には11月分は給与の支給がなかったと弁解していたところ、12月13日には勤務先の社長から2万円を新たに借りていて、この時点では手持ちの現金が相当乏しくなっていたことがうかがわれる。また、被告人は、11月には月に一度通院して薬の処方を受けている医院に通院せず、自宅で使っていた2層式の洗濯機が故障したにもかかわらず、買換えをせずに手洗いで洗濯をして凌いでいたりした上、12月15日には5067円の電話料金の滞納により携帯電話を通話停止にされていたほか、月

7分という高利で借りていたCからの15万円の借金について、11月に利息を払って支払を1か月延ばしてもらい、12月14日にはCからの電話による返済の確認に対し、3日後の17日に返済する旨約束したものの、その17日には病院で点滴を受けていると嘘を言い、明日返済に行く旨伝えたが、結局、翌18日も返済しなかった。このような状況からすれば、被告人は経済的に相当窮迫した状況にあり、とりわけ、高利の借金をしているCに対しては、返済資金が用意できていないにもかかわらず、早急に返済せざるを得ない状況に追い込まれていたことがうかがわれる。

そして、被告人は、本件犯行当日の午後7時前後頃には本件干物店に立ち入っているところ（被告人がその事実を自認しているほか、原判決の認定するその前後頃の被告人車の位置や被告人のトレーナーにAに由来するものと矛盾のない血痕が付着していたこと等がこれを裏付けている。）、同日午後9時40分頃にはコンビニからCに電話をかけ、翌朝の午前7時30分頃Cに借金15万円を返済し、本件犯行当日の午後10時頃までに妻に洗濯機購入などのために現金5万円を渡したほか、同日午後9時40分頃以降、翌朝にかけてタバコ等を購入したり、車にガソリンを入れたり、コンビニで滞納していた電話代を支払ったりして、本件干物店への立入り後、極めて近接した時期から、次々と現金の支払や交付がされ、さらに、同じく翌朝の午前7時台に残高のほとんどなかった口座に異なるコンビニのATMから2万8000円と4万円を入金し、次いで、硬貨の入金が可能な金融機関のATMが使える、窓口が開かれるようになった時間帯の午前8時52分と午前9時4分に、別々の金融機関で硬貨による入金を別々の預金口座にしている（前者は500円硬貨16枚、100円硬貨76枚の合計1万5600円。後者は500円硬貨84枚、100円硬貨524枚の合計9万4400円。）。また、前記5万円が妻から警察に任意提出された後には、息子を介して本件犯行時以降に入金された預金から14万2000円を引き出させ、妻が困ったら出

所が自分であることを秘して渡してくれと頼んだり、本件犯行翌日の12月19日には医院に赴き、通常の2倍量の投薬を受けているなど、本件干物店に立ち入った後、新たに現金を入手し、経済状態が大きく変わったことが強く推認される事実が認められる。被告人には、従業員として働く以外に大きな収入源はないところ、本件干物店に入った後、翌朝までに他人に交付したり、口座に入金したり、費消した現金の額は合計約40万円に上り、原判決が詳細に説示するとおり、その現金の出所について、知人女性から借金の返済を受けたとか、多額の手持ち現金があったという被告人の供述が全く信用できないものであることや、前記の各入金についてみても、翌朝までの半日足らずの間に、異なるATMや金融機関で何回にも分けて異なる口座に入金するなど、単に手持ちの現金を入金するには不自然な方法を採用していることからすれば、前記の現金の支払、交付や入金の実実は、被告人が本件干物店に入った際、その場にあった現金（その額については後述する。）を持ち去ったことを相当程度推認させる。

また、本件犯行当日の午前中にはBがAに頼まれて金融機関で10万円を硬貨に両替（500円硬貨の棒金2本、100円硬貨の棒金10本）してきたところ、本件発覚後、本件干物店内からは棒金の包装に使用されているセロハン紙がごみ箱等からも発見されておらず、当日棒金が崩された形跡がないことからすれば、前記両替金10万円を含む店内にあった棒金は全て持ち去られたものと推認される。そして、本件干物店では10万円以上の売上げがある日も少なくなく、通常、そのような売上規模の商店において、釣銭に最も多く使われる100円硬貨の棒金が全くなくなってから両替に行くと釣銭が足りなくなるおそれがあることからすれば、被告人が本件干物店に入った当日の午前中にBが両替に行った時点では二、三本程度の100円硬貨の棒金は残っていて、その後、売上げが伸びなかったため、棒金はそのまま崩されずにいたという可能性が低くないといえる。他方で、被告人は、本件干

物店に入った後、硬貨も入金できる金融機関の営業時間（ＡＴＭや窓口）が始まってから間がない頃に、犯行場所と同じ伊東市内にある２か所の金融機関において合計で５００円硬貨１００枚、１００円硬貨６００枚を入金している。商売をしているわけでもない被告人が大量の硬貨を持っていること自体がかなり不自然である上、偶然にも２か所の入金に係る硬貨の枚数の合計が１００円硬貨も５００円硬貨もぴたりと１００枚単位になるなどということは考え難く、このことから棒金を崩して入金したものとある程度推認でき、かつ、前記のとおり、その額も、本件犯行当日に両替された分に１００円硬貨の棒金２本分を加えた額になり、本件干物店から持ち去られた棒金の本数、金種と符合する可能性が高いといえることや入金の時期・場所が本件干物店から棒金等の現金が持ち去られた時期・場所と近接していること、入金した２か所の金融機関とも１００円硬貨と５００円硬貨とを取り混ぜて半端な額を入金していて、多量の硬貨を所持していることを隠蔽する目的で入金したものとかがわかることからすれば、被告人が入金した硬貨は、本件干物店にあったもの（被害品の一部）であった可能性が相当強いといえる。これに対し、被告人は、現金を持っていると疑われると思って、２個の貯金箱を開けて貯金していた硬貨を取り出して入金した旨原審で供述しているが、被告人がそのような貯金をしていたことを裏付けるに足りる証拠はなく（缶切りで開けた青色貯金箱が発見されているが、その貯金箱には長年硬貨を貯金していたことをうかがわせるような痕跡はなく、２個あったという貯金箱のうち１個だけを、既に使用できないのに捨てずに保管していた理由も定かではなく、また、被告人が硬貨を貯金していた旨の被告人の妻の証言は、捜査段階の供述とは明らかに異なり、変遷の合理的理由の説明もなく、信用できない。）、１０万円以上の貯金をしていたのであれば、勤務先の社長から２万円を借り受けて、３万円程度でも新品が買えるはずの洗濯機を買わずに手洗いしていたり、携帯電話を通話停止にされてもそのままにしていたことは

不自然としか言いようがなく、原判決が説示するとおり、多量の硬貨を入金した経緯に関する被告人の供述は信用できず、多量で、かつ100枚単位の2種類の硬貨を本件犯行翌日の早朝までに被告人が別の理由で取得した現実的可能性は認められないことからすれば、入金した硬貨と被害品の棒金との同一性が強く推認できる。

以上のように、本件干物店への立入りを境に被告人が多額の現金を入手したことが推認され、所持していた40万円以上の現金は本件干物店からの持ち去り以外の入手理由が見当たらないことやその中には多量の500円硬貨と100円硬貨が含まれ、合計枚数がいずれも100枚単位で、持ち去られたと推認される棒金の額とほぼ一致すると考えられること等を総合すれば、被告人が本件干物店から現金を持ち去ったことは疑いなく認めることができる。

そうすると、前記のとおり、Aに対する攻撃は12月18日午後6時頃から午後7時頃までの間に開始され、Bに対する攻撃は同日午後6時49分頃以降に開始され、被告人は、同日午後6時30分頃から午後7時15分頃までの間に本件干物店の駐車場に停めていた被告人車を離れて同店内に入っており、閉店後の本件干物店において、AやBに対する殺害行為が開始されたと推認される時刻と被告人が本件干物店内に入っていた時間帯がほぼ符合していることや、前述のとおり被告人は同店内を物色して現金を持ち去ったと認められるところ、現金を持ち去るためにはAやBの抵抗を排除しなければならないことからすれば、一般常識に照らすと、ほぼ同じ時間帯に被告人以外の第三者が同店内にいてAやBを殺害したとは考え難く、被告人は、同店内から現金を持ち去っただけではなく、AとBを襲撃し、殺害した犯人であることが強く推認される。また、犯行前の時間帯に本件干物店に近い場所で被告人が車両を停めていたことなどの不審な行動が見られたこと、被告人のトレーナーにAに由来するものとして矛盾のない血痕が付着していたこと、

被告人が血の付いた靴を捨てたことを自認していること、本件犯行翌日には知人女性に電話をかけ本件犯行時間帯に被告人と一緒にいた旨虚偽のアリバイ証言をするよう依頼したこと、Aが閉店後に翌日の釣銭の準備等をするために店内に残っていることを従業員らは知っていて、元従業員の被告人もそのことを知らないはずはないと考えられること、本件殺害犯人が本件干物店内に入った出入口は、隣の従業員休憩所との間の細い路地の先にあり、部外者には分かりにくい場所にあったこと等、被告人が強盗殺人の犯人であることと整合的な事実もいくつか認められ、逆に被告人が強盗殺人の犯人であると仮定すると矛盾するような事実は見当たらないことを併せ考慮すれば、被告人が本件強盗殺人の犯人であることを疑問の余地なく認めることができる。

これに対し、所論は、原判決の認定を論難し、被告人は本件強盗殺人の犯人ではないと主張するので、以下では、原判決の認定順序に従い、現金持ち出しの犯人の点、次いで殺害の犯人の点について順次検討する。

## (2) 本件干物店から持ち去られた現金の額及び種類

所論は、被告人は本件干物店から現金を持ち出していないと主張し、その前提として、本件干物店から合計約32万円が犯人により持ち出されたとする原判決の認定には疑問があるという。

この点についての原判決の認定の根拠は概ね次のとおりである。すなわち、本件犯行日である12月18日の営業終了時点では、本件干物店内あるいはAの車内において、①12月10日から同月16日までの売上利益合計97万3268円、②同月17日の売上利益13万円、③同月18日の売上利益4万116円、④保管金（原判決では釣銭用現金と表示）約15万円、⑤棒金10万円（500円硬貨100枚と100円硬貨500枚）があったと認められるところ、本件発覚後には、Aの着衣とごみ箱内にそれぞれ数千円程度の現金があったほか、本件干物店内から⑦作業台下の手提げ金庫内から13万5272円が発見され、Aの車内からは、④バッグ内から剥き出しの現

金 8 6 万 6 2 0 0 円，いずれもバッグ内にあったビニール袋の中から，㉞剥き出しの現金 4 万 1 0 0 円，㉟金融機関発行封筒内の現金 3 0 万 3 0 0 0 円，㊱もう一通の金融機関発行の封筒内から現金 1 3 万円がそれぞれ発見されている。そして，上記㉞（バッグ内の 8 6 万 2 0 0 0 円）は上記㉠（1 6 日までの売上利益）の一部に相当するものと考えられ，原審検察官はその差額分が上記㉟（1 0 万円分の棒金）に相当すると主張するものの，上記㉟の原資（1 万円札 1 0 枚）は判然とせず，上記㉡や㉣（売上利益や保管金）から出金された可能性も否定できず，上記㉟が他と重複している可能性もある。また，上記㉟（手提げ金庫内の現金）は，千円札が 1 枚も含まれていないなど金種が満遍なくあるものではなく，一部はビニール袋に入っていて硬貨が仕分けもされていないこと等に照らすと，上記㉣（保管金）の可能性はなく，上記㉞（4 万 1 0 0 円）は，上記㉢（1 8 日の売上利益）とは額が一致せず，通帳や現金在中の封筒などとまとめてビニール袋に入れられていて，A が売上利益を日ごとにビニール袋に入れ保管していた旨の原審 E 証人の証言とも一致しないから，上記㉢（1 8 日の売上利益）とは考えられない。さらに，上記㉟（封筒内の 3 0 万 3 0 0 0 円）は A 名義の口座から出金された A の生活費と考えられ，上記㉣（封筒内の 1 3 万円）は A が生活の世話をしていた元従業員名義の口座から上記 E が出金して A に渡したものと認められ，上記㉡（1 7 日の売上利益）ではない。そうすると，犯人が持ち去った現金は，重複の可能性のある上記㉟（1 0 万円分の棒金）を除いた上記㉡，㉢，㉣の（1 7 日，1 8 日の売上利益及び保管金）合計約 3 2 万円の限度で認定するのが相当であるとしている。

これに対し，所論は，(ア)上記㉟（手提げ金庫内の現金）が 1 2 月 1 7 日の売上利益に相当する可能性があり，もしそうでないならこの現金は何の現金なのか説明できない，(イ)上記㉞（バッグ内のビニール袋に入っていた現金 4 万 1 0 0 円）は，㉢（1 8 日の売上利益）の金額とわずかに 1 6 円の差であ

り、Aが半端な金額の現金を売上利益以外で分別しておく理由も考えられないから、他の物と混同しないように一緒に袋に入れていたとしてもおかしくない上、Aはレジの現金が足りなくなった際などは頻繁に駐車場に停めた自分の車に私物を取りに行っていたとみられるから、店の現金を自分の車の中に置いていてもおかしくないことに照らすと、上記㊸が上記③に相当する可能性がある、(ウ)上記④の15万円の保管金があったという原判決の認定は根拠が薄弱であるという。

そこで検討すると、上記㊸や㊹（いずれも封筒内の現金）のように店の売上げとは関係がない通帳とともに保管されていることなどにより明確に売上げとは関係がないと判断できる現金もあるが、それ以外は必ずしもそれが売上金なのかどうかははっきりせず、預金する予定の12月16日までの売上利益もまだ分別されていないことからすれば、12月17日分や18日分の売上利益もきちんと袋に分別されていたかどうかも疑問があり、結局、12月10日以降の売上利益である①ないし③の合計額は未だ金融機関に預け入れられることなくAの車内か本件干物店内に保管されていたことが推認できるととどまるというべきである。次に、㊺の手提げ金庫内の現金について検討すると、原判決は千円札が含まれていないことなどから保管金（釣銭用現金）ではないと説示しているが、そうであれば何の現金であるのか何ら説明がないことは所論指摘のとおりである。Aは、犯人に襲われた際には売上金等を計算し、釣銭を分別するなどの作業の途中であったと考えられ（メモや鉛筆がその作業場所の近辺に落ちていたことがそのことをうかがわせる。）、犯人が入ってきた北側出入口までの経路等から考えて、犯人が建物内に入ってくるまでに、B以外人間が北側出入口から店内に入ろうとする気配をAが察して慌てて手提げ金庫だけを作業台の下に押し込むなどし、外に出ていた現金はそのまま台の上などに置いたままになっていたなどという可能性も否定できない（手提げ金庫は、本件が発覚した際、Aが売上金の集計や現金

分別等をしていたと考えられる位置から相当離れた店内のステンレス製作業台の下に置かれていて、北側出入口寄りではあるものの、その出入口から入って来る者からは見通しがきかず、人の視線の高さからすると探しても容易には発見されないような場所にあったことや、手提げ金庫の中の硬貨が乱雑な状態になっていたことなどはその推認にある程度沿うものであるといえる。) 。そして、犯人がいつも置かれている場所から離れたところに隠された手提げ金庫を見つけられず、容易に探し出せた紙幣や棒金等のみを持ち去ったとすれば、釣銭用の千円札の束が手提げ金庫内になかったことなどについて合理的な説明もつき、結局、千円札がないことなどを根拠に手提げ金庫内の現金の中には釣銭等のための保管金が含まれていないとする原判決の説示は合理的とは言えないこととなる。そして、上記㊸及び㊹(車内にあった封筒に入った現金)は、原判決も説示するとおり、Aや元従業員の個人の金と認められ、本件干物店の営業とは関係がないことが明白である。また、上記㊸の約15万円が保管されていたことについては、Aが平成22年9月に保管金の窃盗被害にあった際に警察に申告した被害額であり、原審証人Eが、その後平成24年の本件当時までに客数が激減するなどの釣銭用の保管金を減らす事情があったとは考えられない旨証言している。また、本件犯行日には釣銭用として硬貨を10万円分両替しているから、合計でそれを若干上回る額の硬貨が保管されていたとしてもおかしくはなく、他に千円札も釣銭用に少なくとも三、四万円程度は必要になると考えられることからすれば、15万円程度の保管金があったと推認でき、この点の所論は採用できない。

次に、所論は㊺のA車内にあった現金4万100円が12月18日の売上利益の可能性があるというが、その保管状況からみて売上利益を分別したものとは考え難く、また、その前日の17日の売上利益さえ分別されてA車内に保管されていなかったのであるから、12月18日の売上利益だけ分別されていたはずもなく、単に金額が近いという理由だけでそれが同日の売上利

益の可能性があると判断することはできない。

また、所論は、Bは本件犯行当日10万円分の両替をしているが、これを本件干物店内に持ち帰った証拠はなく、本件当時、本件干物店内にそれが存在したのかも不明である、この両替金があったと考えられるのは、本件干物店内の木箱の上に置かれたAのバッグだけであるところ、本件発覚後にはその中は空であったからその金額は明確ではないなどという。しかし、その両替金をBがAに渡さない理由はなく、その日の閉店時まで金銭を巡るトラブルも発生していないことからすれば、Bが上記両替金を持ち帰らず、Aに渡さずにいたということは考え難く、両替金は棒金のまま本件干物店内にあったと認められ、所論は採用できない。

以上の観点から判断すると、少なくとも12月18日の営業終了時には、同月10日から同月16日までの売上利益97万3268円、同月17日の売上利益13万円、同月18日の売上利益4万116円及び保管金（釣銭用現金）15万円の合計129万3384円が本件干物店内かA車内に保管されていたと認められるところ（上記⑤の10万円は重複の可能性があるので考慮しない。）、そこから本件発覚後に手提げ金庫内にあった13万5272円（上記⑦）とA車内の剥き出しの紙幣86万6200円（上記④）を差し引いた29万1912円程度の現金が犯人によって持ち去られたとみるのが相当である（なお、この他に朝市の売上金やその釣銭等も存在した可能性もあるが、これを認定するに足りる証拠はない。）。

結局、以上の検討によれば、証拠上確実に認定できる被害額は約29万円であり、原判決の認定した被害額約32万円には事実の誤認があるといえることになるが、この程度の額の誤りは判決に影響を及ぼすものとはいえない。

### (3) 被告人の所持金に関する供述の信用性

所論は、次に、被告人の原審供述に依拠して、被告人が12月18日から翌19日にかけて使用（預け入れも含む）した現金合計40万41円は、も

とも被告人が所持していたものであって、本件干物店から持ち去られたものではないと主張し、(ア)硬貨（500円硬貨100枚，100円硬貨600枚）は被告人がかねてより銀色と青色の貯金箱で貯金していたものである、(イ)長男の結婚式費用の分担を請求された場合に備えて、勤務先の経営者から借りた30万円をそのまま自分の自動車内に保管していた、(ウ)9月にCから借りた15万円をそのままDに又貸したが、Dが返済してくれない場合に備えて、勤務先の社長から借りた15万円を自動車内に保管していた、という被告人の供述は不合理ではなく、これを信用できないとした原判決の認定は誤っているという。

しかしながら、前記認定のような極めて窮迫した経済状態でありながら、被告人が12月18日夜の時点で上記のような現金を有していたこと自体、信用し難いといえるし、原判決が説示するとおり、そのような現金を保管していた理由も信用し難いものである。

この点、所論は、被告人が本件干物店に立ち入った際に目撃した状況をみると、被害者らは強盗被害にあったと想像することはおかしなことではなく、事件現場を見てパニック状態になって犯人と疑われるという強迫観念にとらわれたと考えられるという。しかし、それぞれの現金の入手経緯を明確にできるのであれば、そのような疑いは早晩解消するはずである。また、仮に被告人が被害者らは強盗に殺されたと思ひ込み、パニックになったとしても、強盗犯人が重くてかさばる硬貨まで大量に強奪したなどと思ひ込む根拠は乏しく、貯金箱にこつこつと貯めていた小銭まで強奪した現金であると疑われるなどという発想が生まれるとは考え難い。携帯電話料金でさえ支払えずに通話停止になった状況にありながら、急に金回りがよくなったことが露見すればかえって疑われる原因になることも容易に予想されるのに、手元の現金の存在を警察に疑われることをおそれて費消したというのは、所論のいうパニックなどからは説明が困難というべきであり、むしろ、現金が入手できた

のでその一部を必要な支払や購入費用に充て、残りの現金をそのまま所持していると疑われるので、口座を分散して何回かに分けて預金するなどし、捜査の手掛かりを与えないように画策した行動であると見るのが自然である。とりわけ、大量の硬貨は、そのまま所持していれば怪しまれるので、二つの預金口座に分散してそれぞれに半端な額を入金したと見るのが合理的といえる。

さらに、そもそも、被告人の供述は、金額の点で辻褃が合わないことも指摘できる。すなわち、被告人は、硬貨で11万円（貯金箱で保管）と現金45万円（勤務先の社長らからの借入金）を保管していたというところ、12月18日にはDと会って利息分を含む16万円を返してもらったというのであるから、これらの合計72万円から、被告人が12月18日から翌日まで使用（交付、入金を含む）した現金合計40万41円を差し引いても約32万円は手元に残ったはずである。それにもかかわらず、被告人は、当審公判廷でも現金は全て分散させ手元には残らなかった旨辻褃の合わない供述をしている。

次に、被告人供述を個別にみると、(ア)（貯金箱に貯めていた硬貨の存在）について、所論は、貯金はいくら貯まっているかわからないままにするものであるから、これを念頭におくことなく借金を重ねることも不自然とはいえないという。しかし、被告人は、上記のとおり携帯電話料金の不払いで通話停止の状態でもあり、500円硬貨も多数貯金をしていたならこれに目を向けないのは不自然であるし、缶を開けるまでもなく重量等でおおよその額も分かるはずであって、その貯金目的も格別定めていたとほうかがえないから、10万円を超える貯金があったというなら、窮迫状態を打開するためにせめてその一部でも使おうとするのが自然である。(イ)（結婚式費用分担分としての30万円の保管）についてみると、所論は、息子に恥をかかせたくないという親心から新婦側から請求された場合に支払おうと保管し、たまたま事件

当日まで催促されずに残っていたものであって不自然とはいえないというが、そのような性質の費用は早期に精算するのが当然で、催促されないからという理由で長期間保管し続けたことは不自然であって、原判決の説示はその理由も含め正当である。前記のとおり、被告人は、12月18日夜から翌19日まで合計41万41円を入金したり費消したりするなどしているところ、その内訳をみると22万2041円は口座への預け入れではなく支払や他人への交付であり、それらを除いた17万8000円のみが被告人名義の口座に入金されており、これでは結婚式費用の支払分にも満たないはずであって、保管しておかなければならないはずの額の現金を口座に入れず、他の所持金はほとんど費消したという理由も説明がつかない。

次に、(ウ) (15万円の保管) についてみると、被告人によれば、Dに又貸した金が返済されない場合に備えて10月に社長から借りた15万円を保管していたというのであるが、そうであれば、原判決も説示するとおり、11月に高利の利息を支払ってまでしてCからの借金の返済期限を延ばす必要はなく、12月14日にCから催促された際にも直ちに返済が可能であったはずである。また、Dは被告人が親切に金を用立ててやった知人で、地元の農協に勤めていたというのであるから、実在するのであれば警察の捜査等によりその存在は比較的容易に確認できるはずであるところ、当審における被告人質問によれば、警察が調査をしたところその存在は判明しなかったというのである。被告人がDとのつながりを示すものを何ら持ち合わせていないのも不自然であり、その実在性自体、極めて疑わしい。被告人は、携帯電話に番号等を登録しなかったのは他人に見られるおそれがあるからであり、Dの電話番号を書いた紙片は捨てたなどと供述するが、携帯電話への登録は本名でする必要もなく、現に、被告人の携帯電話には以前に関係のあった女性の電話番号も登録されているのであって、貸付先として連絡を取り合う必要のあるDの電話番号を登録せず、携帯電話で連絡もしなかったというのは不

自然である。さらに、多額の現金を所持していると疑われるので分散させたという被告人の弁解を前提とすれば、本件犯行当日と同じ日に多額の現金を支払ってくれた相手であるDに関する証拠は、被告人がCに支払った現金等は犯罪によって取得したものではないことを証明するためにも是非とも残しておくべきものであるのに、Dの存在の唯一の手掛かりとなる電話番号を書いた紙を自ら捨てて支払を受けた事実の裏付けがとれないようにするということはあまりに不自然な行為であって、被告人がそのような行為をしたとは信じ難く、Dに現金を貸していたという話自体が架空のものであることが強くうかがわれる。

以上のとおり、自己の所持金に関する被告人の供述は信用性がないことは明らかであるから、被告人が本件干物店から少なくとも約29万円の現金を持ち去った事実は揺るがない。

#### (4) 殺害犯人と被告人との同一性

所論は、被告人は本件殺害犯人ではないと主張し、(ア)被告人は、本件干物店に立ち入った後に程なくそこから立ち去った旨原審で供述したが、実際は、その後、引き返して再び本件干物店の駐車場に車を停めて裏側の駐車場を見るなどして再びそこから立ち去ったもので、その際には本件干物店内部には立ち寄っておらず、40分間本件干物店に滞在していない、(イ)被告人が本件干物店から現金を持ち去った事実から本件殺害犯人であると推認した原判決の認定構造には問題があり、この推認は被告人の悪性格を介在させた不合理なものである、(ウ)被告人は想定される殺害犯人像と一致しない、(エ)被告人が現金を持ち去ったとしても、被害者らを殺害した犯人ではないとの反対仮説が成立するなど指摘する。

そこで、まず、所論(ア)(被告人の滞在時間)についてみると、被告人は、原審被告人質問において、12月18日午後7時前後に本件干物店前の駐車場(男子トイレ前)に車を止め、同店内に入ったが、血まみれで死んだよう

な状態の被害者らを見て驚愕し、10分もしないうちにそこから立ち去り、伊東市街方面に車を走らせ、bの堤防で1時間近く気持ちを落ち着かせたなどと供述し、午後7時57分頃に付近を走行したタクシーのドライブレコーダーに映された本件干物店の駐車場に停まっている車は自分のものではないと主張していたところ、当審に至り、本件干物店に立ち入った後、程なく同所を離れて伊東市街方面へ車を走らせたが、犯人がまだどこかにいるのではないかと気になって戻って確かめる気になり、G高校前交差点付近で引き返して、午後7時57分頃には同じ場所に車を止め、本件干物店内には立ち入ることなく歩いて裏手駐車場まで行ったが、不審な車等は発見することができずにそのまま同所を離れたとの供述をするに至っている。

被告人は原審の弁護人に対しても同様のことを述べていたものの、防御方針として原審では敢えて上記のとおり供述をしていたと当審で供述するところ、それを裏付ける原審弁護人の陳述書が存在する。しかしながら、そうであるとしても、一旦本件干物店を離れたことを裏付けるような証拠は全くなく、原審段階において、他人の目撃状況やドライブレコーダーの記録等から午後7時15分頃と午後7時57分頃にほぼ同じ場所に被告人車が止められていた事実は動かし難いものとして認めてしまえば、たまたまそのように目撃又は記録された時間帯のごくわずかな時間のみ駐車していたと被告人が弁解しても、その弁解は余りに作為的で不自然な印象を否めず、とりわけ、午後7時57分頃に、わざわざB車と男子トイレの間の、車を出しにくい同じ場所に再び駐車し、徒歩で裏手に回って様子をうかがったという被告人の供述内容は、それ自体不自然で信用できないと判断されかねないからこそ、原審弁護人は被告人と協議の上、午後7時57分頃に駐車されていた車両が被告人車両であるか否かを争い、被告人が前記のような供述をするという方針になったものとも推測される。いずれにせよ、捜査段階では異なるアリバイを主張するなど、被告人の供述には相当変遷があることがうかがわれ、戦

術的にであれ、供述内容を変えることは、それ自体、供述の信用性を低める事情であるといえる。

また、この点は措くとしても、当審の被告人供述によれば、犯人がまだ本件干物店の近くにいるのではないかと気になり、本件干物店の裏手駐車場に怪しげな車が駐車していないか確認するのを忘れたので戻ってみることにしたというのであるが、戻った際には犯人と鉢合わせとなる危険もあり、また、第三者に目撃されて犯人と疑われたりするといったリスクも十分考えられるのに、そのような気持ちになったというのは不自然である。しかも、被告人は、本件干物店に平成22年10月頃まで勤めていて、同店関係者や近隣の者等には顔を知られていたであろうから、そのような関係者に目撃された場合にはすぐに身元も判明する事態も容易に予想される場所であるから、なおさらである。被告人は、被害者の惨状を見ても警察に通報しなかった理由として、以前にAとトラブルを起こしており犯人と疑われることをおそれたとの供述もしているのであるから、自らその疑いを強めるようなことをしたというのは信用し難い。さらに、そもそも、被告人は本件干物店に戻って犯人のものらしい不審な車両を確認できた際にどうするかも決めていなかったというのであって、わざわざ危険を冒してまで車両の有無を確かめる必要があったとは考えられない。また、裏の駐車場を確かめるのであれば、車に乗ったまま脇の市道に入って近くから確認することもできるはずであって、上記のような場所に駐車して徒歩で裏手に回る必要はなく、被告人の供述する同人の行動は不可解というほかない。以上のとおり、本件干物店に入ったものの、同店内には短時間しかいなかったという被告人の供述は信用できず、午後7時57分頃の時点でも本件干物店の駐車場の同じ場所に被告人車が駐車されていたことやいったん本件干物店の駐車場を出てから再び戻ってくるような合理的な理由は見当たらないことからすれば、原判決が、被告人は同店内に少なくとも40分は滞在したと推認したことが不合理であるとは認め

られない。

次に、所論(イ)（原判決の認定構造の問題点等）についてみると、所論は、犯人が物色行為をして現金を持ち去った時期と殺害が行われた時期は、捜査官が現場に臨場した翌朝までの間のいずれかである可能性があり、殺害行為の時期と現金持ち去りの時期が極めて近接しているとはいえず、これが近接していることを前提とする原判決は誤っているという。

しかしながら、一晩のうちに営業終了後の本件干物店内で被害者らの殺害と現金の持ち去りが別々の人間によって行われたなどということの現実的可能性は乏しいばかりか、前記のとおり、Bに対する攻撃が始まったのは午後6時49分頃以降であり、被告人が午後7時15分頃までには本件干物店に入り（むしろ、被告人車とB車の位置関係からすれば、被告人が男子用トイレの前に自車を駐車して本件干物店に入った後、Bが戻ってきて被告人車の左側に先頭を向けて駐車したと見るのが合理的であり、そうであるとすれば、被告人が本件干物店に入った時刻は午後7時より前である可能性が高い。）、前記のとおり、遅くとも午後9時台には被告人が本件干物店から現金を持ち去っていると認められるのであるから、殺害行為と現金を持ち去った行為が大きく時間をあけて実行されたなどとは認めることはできない。

なお、所論は、現金を持ち去ったことから殺害犯人と推認した原判決の判断は、悪性格立証による不合理なものであるとも指摘するが、現金を奪った者がその機会にそれを妨げるような抵抗をする被害者らを殺害するという推認は、その行為者の悪性格からの推認ではなく、そのような者には現実に現金を奪う目的で殺害行為をする動機や機会がある一方、時間的な接着性等から、その者以外の者が殺害に及んだ可能性は証拠上考え難いという事実認定上の総合判断によってなされたものであって、上記所論は採用できない。

さらに、所論(ウ)（想定される犯人像と被告人の不一致）についてみると、所論は、①犯人が一人であれば、被害者二人を同時に、あるいは順次に攻撃

することはできず、本件冷凍庫内に被害者らを閉じ込めその扉の前にバリケードを築くのは相当な作業負担がかかるから、本件犯行は複数で行われた可能性が高く、単独犯とみるには無理がある、②被害者らの損傷をみると、いずれも頸部の静脈を切断されているものの（Bについてはさらに左前胸部を刺されている）、頸動脈には損傷がないなど無駄がなく、狙ったと思われる箇所のみ攻撃している上、大掛かりな犯行をしているにもかかわらず、毛髪や指紋等を残さないなど、手慣れた犯行で、手際の良さがうかがわれるから、犯人は素人ではない、③被告人は、もとより頸静脈のみを狙ってそこに損傷を与えるだけの知識や技能は持ち合わせいない上、自身が疑われるとの思いから多量の硬貨を銀行口座に入金し、さらにすぐ発覚するような虚偽のアルバイト仕事を依頼するなど稚拙な行動をとっているのであって、手際よく犯行を遂行したこのような犯人像と被告人とは一致しない、④殺害犯人がいかにも金銭がありそうな場所を物色すればそこに被害者らの血痕が付着するなど、物色をした形跡が残るはずであるのに、それらの場所について物色行為をした形跡はない上、金銭奪取を目的としていたなら被害者らをその場で殺害してしまえばよいのに、そうすることなく本件冷凍庫内に閉じ込め、温度を零下40度に設定するなど迂遠な殺害方法を用いていたことに照らすと、犯人は金銭奪取を主目的にしていたとは考えられず、そうすると被告人には動機がないこととなり、想定される犯人像とは一致しないなどという。

しかしながら、まず、殺害犯人が複数人である可能性についてみると、単独でも被害者らを殺害し、本件冷凍庫内に閉じ込め、その扉の前を資材等で塞ぐことは十分可能であるといえる。すなわち、先にAを刃物で攻撃し、冷凍庫内に押し込め、さらに本件干物店に帰ってきたBを襲って負傷させ、同人も冷凍庫内に押し込めたとすれば、複数の人間でなければできないことではない（前記のような被告人車とB車の駐車位置、Bの血痕の分布状況やBが外出時の服装のまま殺されていること等からすれば、被告人はまずAを攻

撃し、次いで本件干物店に戻ってきたBが店内に入った直後頃に同人を襲撃したものと推認される。)。本件冷凍庫内に閉じ込める際には、刃物を突き付けるなどして脅迫し、まだ息のある被害者らを庫内に入らせ、その後バリケードを築くなどすれば単独で犯行を遂行することは可能であり、そのような単独による犯行の方法はいくつか想定することができる（なお、バリケードの一部に使用した干し網は、鯨の開きが干してあって、干物として籠に詰める予定であったものがいくつか本件冷凍庫のそばにあったはずであるから、バリケードに使用する干し網を集めるために本件冷凍庫から遠い場所まで出向く必要があったとも認められない。)。また、犯行現場には多数の血痕足跡が残されているが、Aの靴による足跡のほかは、1種類の靴の足跡しかない。殺害犯人が複数であり、実行行為を分担し、まだ乾いていない新鮮な血液の付着した床の上を歩き回れば、靴に血液が付着してそれぞれの靴による血痕足跡が残るはずであって、犯行現場には1種類の血痕足跡しかないことは、犯人が一人であることを推認させる。次に犯人は素人ではないという所論について検討すると、そもそも我が国において手慣れた殺人犯がいるなどという前提が成り立つのか疑問であるが、それはさておくとしても、人を確実に殺害するという強い殺意を持っている者が、わざわざ、すぐに致命傷となる部位を狙わずに頸静脈を傷付け、本件冷凍庫内に閉じ込めてバリケードを築くという手間のかかる方法を採用とは考え難く、静脈と動脈は部位が接近している上、被害者ら（とりわけA）も抵抗する中で頸静脈のみを狙って的確に切り裂くなどというのは技術的にも不可能に近く、実際の創の形状をみても、頸静脈を狙って切り裂いたなどとは推認できず、被害者らの損傷に頸動脈の損傷が含まれていないのは、そうなるように狙ったものではなく単なる偶然の結果である可能性が高い。また、手袋や帽子等を着用するなど素人でも考え付く工夫をすれば犯行現場に犯人の特定につながるような痕跡を残さないことにもなり、犯行時の着衣や凶器を処分するという程度の

ことは強盗殺人等の犯人に普通に見られる行為であって、本件犯行が犯罪のプロでなければ遂行し得ないなどとは到底いえない。犯行後のアリバイ工作や被害金の分散等は、それなりに考えられた行動であって、アリバイ工作がうまくいかず、被告人の口座を捜査されるなどしてそれらの工作が露見し、結果的には、かえって被告人の嫌疑を深めることとなったとしても、これらの行為が稚拙であるということとはできず、殺害等の犯行態様と整合していないとはいえないのであって、想定される犯人像とは一致しないという所論には与することはできない。

次に、殺害目的についての所論について検討すると、被告人は、前記のとおり、本件干物店に勤務していた経験を有するから、Aにおいて、営業終了後、売上金等の計算や釣銭の準備などをしていて、少なくとも約15万円の保管金やその日の売上金（多い日は10万円を超えることは前記のとおりである。）が店内にあることを把握していたはずであり、その程度の現金でも被告人にとっては当面の窮乏を乗り切るためには十分目的を果たすことができるのであるから、現金強取の目的で殺害に及ぶということが不自然とはいえない。被害者らを本件冷凍庫内に閉じ込めるという手間のかかる方法を使ったのは、被害者らが顔見知りであり、面と向かって刃物でとどめを刺すのははばかられたなどの合理的な理由が考え得る。また、犯行による異常な心理状態や犯行発覚を恐れてあわてたことなどから、冷静に現金保管場所を物色できず、普段と異なる場所に隠された手提げ金庫を見つけることができなかったという可能性も十分ある。さらに、確かに駐車場に停めてあったA車内には多額の現金が保管されていたものの、仮にその鍵が手に入ったとしても、国道沿いの露天駐車場に停められているA車内を物色するのは人目がはばかられ、売上利益が銀行に預けられて間がなければ、多額の現金が車内にある可能性は低く、既に29万円程度の現金を強奪しているのであるから、危険を冒してまで戸外を物色する必要はないと判断してもおかしくはない。

所論の指摘する点から犯人が金銭奪取目的を有していなかったと推認することはできない。以上のおりであるから、本件で想定される犯人像と被告人が一致しないとの所論は採用できない。

最後に所論(エ)（他に殺害犯人がいるとの仮説）について検討する。すなわち、所論は、仮に被告人が現金を持ち去ったとしても、被告人の供述するように、別人が被害者らを殺害したという反対仮説が成立するというのである。

しかしながら、まず、殺害犯人が犯行をすべて終えてから被告人が本件干物店に入った可能性について検討すると、原判決が説示するとおり、被告人が店内に入った時刻は遅くとも午後7時15分頃であり、Bが店内に戻ったのは午後6時49分頃であるから、殺害犯人が別にいると仮定すると、Bに対する殺害行為が開始されてから被告人が本件干物店に入るまでの時間は最大限長く見積もってもかなり短いことになり、Aが先に本件冷凍庫内に入れられていたとしても、その間にBも本件冷凍庫内に閉じ込め、バリケードを築くなどという作業をするのは、よほど手際よく事を運ばない限り時間的に困難であり、被告人と殺害犯人が鉢合わせする可能性が相当高く、殺害犯人と被告人が偶然にも入れ替わるようにして本件干物店に出入りしたなどという現実的可能性は考え難い。

次に、被告人の供述によれば、被告人が本件干物店に入った時点では、被害者らが放置され、シャッターが開けばなしになっていたというのである（その後に殺害犯人が戻ってきて被害者らを本件冷凍庫内に閉じ込めたことになる。）が、そうであれば、未だ殺害犯人が本件干物店内に残っていたり、近くにいて再び戻ってきたりする可能性が考えられる状況であり、そのような状況下で、自らが殺害犯人と疑われる可能性があることをも認識しながら、Aのバッグを探るなどの物色行為に及んで現金を盗んだということになり、血痕があちこちに付き、意識のない被害者らも近くにいる生々しい事件現場でそのような危険を冒してまで物色行為に及ぶことは、通常であれば躊躇す

るものと考えられる。また、被告人の供述によれば、本件干物店の正面出入口のシャッターが1メートルほど開いており、被告人はそれをくぐって店内に立ち上がったというのであるが、殺害犯人が被告人とは別にいると仮定すると、その犯人は、一度本件干物店から立ち去ったことになるが、当時は冬至に近く日没から2時間以上も経って太陽光のまったくない夜間であり、店内から明かりが外に漏れ、シャッターを開けたままにしていれば、閉店後であるのにシャッターが開いているという異常な状態が相当人目に付くことになる。殺害犯人が、本件干物店に入った際は目立たない北側の出入口から入っているのに、いったん退去する際はそうはせずに、わざわざシャッターを開けて外に出るといった合理的な理由は考え難く、その後、殺害犯人は、異常を気付かれるような状況を放置したまま立ち去り、さらに、立ち去った後に被害者らを発見されて警察や救急に連絡された危険性があるのに、再び本件干物店に戻ってきて被害者らを本件冷凍庫内に押し込めたということになり、殺害犯人のこのような行動は相当に不可解なものといわざるを得ず、殺害犯人がそのような行動を執ったとは想定し難い。また、被告人は、本件干物店に立ち寄った際、被害者らが血を流して本件冷凍庫前のショーケースにもたれかかっていた状態であって、声をかけたが返事もなく、双方とも死んでいると思ったと供述しているところ、被害者らの近くにまで行っているのであるから、よく見れば被害者らが息をしているかどうかくらいは分かるはずであって、返事がないだけで死んでいると思っただけで死んでいるのも容易には信じ難い。このように被告人の供述は不自然、不合理なもので到底信用できず、これを前提とする仮説も成り立たない。

これに対して、所論は、①ショーケースにもたれていた際には朦朧としていた被害者らの意識が冷凍庫内の冷気に晒されて意識が鮮明に戻って脱出行動を取ったこともあり得、また被害者らが手をだらんとさせていたのは迷走神経反射による失神の可能性があり、②被害者らのズボンの血痕付着状況は、

被害者らがショーケースを背にして座っていたことを裏付ける、③横たわっているAの足の上にBが頭を乗せた状態で横たわっていたという遺体発見時の状況や本件冷凍庫の扉の内側の血痕付着状況からすれば、1回目にAが攻撃されて本件冷凍庫内に閉じ込められ、その後にそこから脱出し（その際に本件冷凍庫の扉の内側に血痕が付着した）、再び庫外で2回目の攻撃を受け、Bも攻撃を受けて、その後に意識もない状態でA、Bの順に本件冷凍庫内に運び込まれて閉じ込められたという反対仮説が成り立ち、被告人は最後に閉じ込められる前にショーケースに二人がもたれているのを目撃したものといえる、などという。

しかしながら、まず、迷走神経反射により失神したのであれば、ほどなく気が付くはずであり、被告人が見た際に二人揃って一時的に痛みのために失神していたという事態は想定し難く、しかも、そうであれば、声をかけたりすればそれなりの反応があるはずであって、一時的に失神している者を死んでいると勘違いするということも通常は考えられず、被告人が物色などをしていれば、その間に被害者らの意識が戻るはずである。F医師の当審証言に照らせば、被告人の供述するような被害者らの状態は、頸部等への攻撃によって頸静脈が損傷するなどして、脳への血流量が低下して意識が相当程度失われていた状態としか考えられず、その後に止血等の治療がなされないまま時間が経過した場合には運動能力や意識は完全に消失する状態に向かうはずであって、運動能力や意識が自然に回復するなどということはありません。いったん出血により意識が朦朧となっていたAが本件冷凍庫内で再び運動能力や意識を回復させて扉を内側から開けようとしたなどとはおよそ考え難い。そうすると、所論①（本件冷凍庫内での覚醒）は採用できない。また、所論②（ズボンへの血痕付着状況）については、本件冷凍庫内に入れられた後、被害者らはしばらくの間意識があってその場に座り込んでいた時間帯もあったことが想定し得るから、所論指摘のことから直ちに被告人が目撃したとい

う被害者らの状況が裏付けられるものではない。

所論③（Aへの2度の攻撃という仮説）については、まず、遺体の折り重なり方については、所論のいうような事態の推移のみが想定されるものではない。Aの方は先に攻撃を受けていた可能性が高く、しかも、頸部両側の静脈を損傷していて、扉を開けるために動き回ったことなどから出血量が多くなり、Bよりも先に意識を失い、Bの方は胸を刺されていたために、痛みでさほど動けなかったが、結果的にはAよりも後まで意識があったという可能性もあり、そうであれば、Aの体の上に一部折り重なるようにBが体を横たえて息絶えたとしても不自然ではない。また、所論のいうような仮説は、本件冷凍庫の前には意識のないAやBの体を引き摺って庫内に入れたような痕跡もないこと（本件冷凍庫との間には血痕が多数あり、新鮮な血痕が付着した床上を引き摺れば、血痕に引き摺った形跡が残る可能性が高い。）、Aは頸部からの出血量が多く、その襟周り等が背面も含め血だらけであったはずであるのに、寄りかかっていたという冷凍ショーケースにはそのために付いたといえるような形状の血痕は付着していないことなども整合しない。そして、いったん本件干物店から離れた殺害犯人が戻ってきたという仮説は考え難いことも前述したとおりである。

結局、所論のいうような反対仮説は現実的可能性が極めて乏しく、単なる観念上の想定にすぎないというべきである。

さらに所論は、①12月18日午後7時頃、本件干物店駐車場から車が急発進して道路に出てきたのが目撃されている、②同日午後9時頃、本件干物店駐車場にライトを点けた2台の自動車が停まっており、その前に2名の人物がいたことが目撃されている、③同日午後9時10分頃、本件干物店付近道路を通過したタクシーのドライブレコーダーには本件干物店2階付近で電灯が点いている映像が映され、同日午後9時18分以降はそれが点灯しているとは判別できない状態にあったと指摘し、①や②で目撃された車の人物が

本件犯行に関与している疑いがある，③の時間帯に被害者らが本件冷凍庫内に閉じ込められバリケードが築かれるなど本件犯行が行われた可能性があるといい，所論の反対仮説に沿う証拠があるという。

しかしながら，本件干物店の表の駐車場は適度な広さがあって，東伊豆の幹線道路である国道に接しており，駐車場内には自動販売機や男女別のトイレ等も設置されていて，自動販売機で飲料を購入したり，トイレを利用したり，そこで休憩するために車を止めたりすることもしばしばあり，交差点の手前にあるという立地でもあるから，信号が変わるのを待つことなくショートカットのためそこを通ったりすることがあると認められるところ，上記①の目撃者も，車が駐車場に出入りしたり，急にそこから車が出てきたりするのを本件犯行当日以外にも見ていたと供述し，②の目撃者は，事故を起こしたため駐車場内に車を停めてライトを点けたまま双方が事故処理の話合いをしていたように感じたとも述べていて，2名の人物が人目をはばかるような行動をしていたわけでもないことからすれば，いずれも上記①や②で言及されている目撃された人物と本件干物店内での犯行との関連性を疑うべき事情とはいえない。

また，上記③の電灯が点いていたことについては，その明かりが本件干物店内のものかどうかは必ずしもはっきりとせず，その位置関係からして同店北側にある建物の明かりの可能性も否定できない。仮に本件干物店舗の明かりであったとしても，被告人が自宅に戻ったとされるのが，同日午後9時から午後10時頃であって，その時間には幅があり，同日午後9時41分頃H店（本件干物店から車で約17分ないし28分の距離であり，伊東市aにある被告人の自宅と同コンビニまでの距離も近い。）で買い物をしたことが判明しているから，午後9時10分頃には被告人が未だ本件干物店内にいて，その後，自宅又は上記コンビニに到着したということも十分あり得ることである。そうすると，いずれにせよ，上記所論が指摘する点によって，被告人

が犯人であることに疑いが生じるものではない。

以上の検討によれば、被告人の他に殺害犯人がいるとの所論の仮説も成り立たないというべきである。

その他、所論が縷々述べるところを検討しても、被告人が本件殺害行為に及んだとの原判決の認定を左右するものはない。

4 事実誤認をいう論旨は理由がない。

#### 第4 量刑不当の論旨について

1 論旨は、原判決の認定した事情を前提としても、被告人を死刑に処した原判決の量刑は重過ぎて不当であるというのである。

2 原判決は、量刑の理由として、要旨、以下のとおり説示している。

本件は、借金の返済に窮した被告人が、金欲しさに、元勤務先の経営者及び従業員であった被害者2名の頸部等を刃物で突き刺すなどし、被害者2名を殺害するとともに現金を強奪したという強盗殺人の事案である。

本件では2名の尊い命が奪われるという重大な結果が生じていて、故意に殺害された者の数が複数であるということは量刑上特に重い方向に働く事情であるところ、いずれの被害者に対しても頸部等の致命傷となり得るところを狙って、複数回にわたり刃物で突き刺したり、切ったりしているほか、攻撃を受けて未だ生きている可能性を認識した上で被害者らを冷凍庫内に入れ、扉を閉めてその外側に机等を置き、内側から扉を開けることができないようにして閉じ込め、普段は零下20度程度に設定されている冷凍庫の庫内温度を零下40度に設定するなどしており、確実に被害者らを殺害しようとする強固な殺意が認められる。本件の動機・経緯の詳細は不明であるが、高利貸しからの借金返済に窮して切羽詰まっていた被告人が、本件干物店を訪れ、Aに借金を申し込んだが、Aに罵倒されるなどして感情的になり、とっさに殺意を抱くとともに本件干物店内にある金を奪おうとして、その障害となる被害者らを殺害したものと推認され、当初から殺害や強盗の計画性があった

とは認められず、一時の激情に駆られて刃物で被害者らを攻撃した可能性が否定できないものの、現金奪取の障害となり、犯行の目撃者でもある被害者らを冷凍庫内に閉じ込めて庫内温度を下げ、物色行為に及んで多額の現金を持ち去っているのであって、自らの利欲的な目的を実現するために、障害となる者を確実に殺害し、確実に現金を奪うべく冷徹に行動したことが明らかであり、また、それまでの経緯からすれば、Aが罵倒するような態度を示したとしても、あり得る範囲の対応であるから、被害者らに落ち度があるとはいえない。被害者らは致命的な重傷を負い、死を意識しつつ冷凍庫から脱出しようと必死にあがいたものの、かなうことなく、計り知れない苦痛や恐怖、絶望等を感じる中、絶命したものと推認されるのであって、死因とはなっていないものの、被害者らを冷凍庫内に閉じ込め、一層の苦しみを与えた行為は非人間的で残虐なものというほかはない。被告人は本件犯行翌日にアリバイ工作に及んでいる上、犯人であることを否定して不合理な弁解に終始しており、反省の情が皆無である。以上のとおり、本件は殺害や強盗の計画性は認められず、突発的に強盗殺人の犯意が生じたと見るほかはない事案であるが、殺意は強固で利欲的目的のために冷徹に行動していて、人命軽視の度合いが際立っており、その行為態様を見ても冷酷、非道で残虐な犯行といわざるを得ず、被告人の罪責は誠に重大であるというべきである。被告人には反省の態度が見られず、被害者らの遺族の処罰感情も厳しいのは当然であるところ、被告人にみるべき前科がないこと以外には被告人に有利にしん酌すべき事情は見当たらない。

そうすると、本件犯行は、衝動のまま犯行を遂げたというような事案とは一線を画しており、強盗殺人の中でも重い部類に属するとの評価は免れず、本件に表れた一切の事情と他の裁判例との均衡を考慮し、慎重に検討を重ねても、被告人に対しては極刑をもって臨むことはやむを得ない。

3 以上のような原判決の量刑判断については、強取金額に誤りがあるこ

とは前記のとおりであるほか、「一時の激情に駆られて刃物で被害者らを攻撃した可能性が否定できない」と認定・評価する一方で、その後「自らの利欲的目的を実現するために、障害となる者を確実に殺害し、確実に現金を奪うべく冷徹に行動した」という認定・評価をしているが、このような主観面が急に変わるような行動の変化があったとは考え難く、この点是不合理であるといえる。また、本件冷凍庫の中のドア付近に付着していた血痕はすべてAのものであることからすれば、「脱出しようとして必死にあがいた」のは被害者兩名ではなくAのみである可能性が高いといえる。これらの点で原判決には首肯できない説示部分があるものの、その余の説示には大きな誤りはなく、その結論も不当なものとはいえない。

そこで、まず、上記のような主観面の認定・評価について検討すると、原判決は、事実認定の補足説明第8においては、Aに借金を断られて罵倒され、感情的になって、とっさに殺意を抱いて殺害し、それを目撃したBをも殺害した可能性を否定し難いとし、その後の行動に照らすと被害者らの殺害行為に及んだ際に、財物奪取の意図が全くなかったというのもあり得ないと説示し、財物奪取の意図が併存していたと認定して（原判決27ないし28頁）、殺害の主たる動機がAに対する憤激であるかのように説示をしている。しかしながら、被告人は、Aから借りた20万円を返済せず、本件犯行時まで長期間Aに連絡することもせず、事実上借金を踏み倒したのと同然の状態にあった上、退職を巡るトラブルから警察官が臨場した際、Aに暴行されたと被害を訴え、Aを怒鳴りつけたりしたほか、本件干物店が原材料の産地を偽装したり、ラベルの張替えをしているなどと警察や保健所に告げ、保健所の調査までされるに至っているのである。その後、被告人とAが良好な関係になったような事情もなく、雇用関係が途絶えてから2年以上も経過し、現金の融通を頼めるような人間関係ではなかったばかりか、逆に強く借金の返済を迫られてもやむを得ない状況にあったといえるのであって、Aに借金を

申し込んだとしてもAがこれに応じる可能性はほとんどないことは被告人も重々承知していたものと推認される。そうすると、借金を頼んだが断られてAに罵倒されとっさに殺意を抱いたなどという原判決の想定は、何らかの具体的な根拠があるわけではなく、単に想像を重ねただけの現実性が乏しいものであることは否めず、Aに対し激高したことによる殺意と強盗の犯意とが途中から両立する可能性も決して高いとはいえないことからすれば、原判決の前記説示部分は不合理な認定といわざるを得ない。もっとも、本件干物店に立ち入った際、被告人が凶器を携帯していたか否か等は判然とせず、本件干物店内にあった刃物が凶器として使用された可能性があることを否定し去るだけの証拠もなく（原審で取り調べた証拠によれば、イカ用の包丁がいつも異なる場所から発見されたことや本件冷凍庫近くの棚の上に包丁が1本あったことが認められるが、棚上の包丁がイカ用の包丁であるのか否かも判然とせず、また、それらの包丁に凶器として使用された痕跡があるのか、被害者らの創傷と整合するのか等の点も証拠上明らかにされていない。）、Aに借金を頼むということは客観的に見れば極めて虫のいい厚かましい申し入れであり、事前にアポイントも取らずに、Aが一人で売上金等の精算をしている場所に一方的に押しかけて融通を迫るのは相当に不自然ではあるものの、借金で追い込まれていた被告人が、他に借金のつてがなく、藁にもすがらる思いで昔の勤務先の経営者に金策を頼むということは全くあり得ない話ではないともいえるのであって、そうであるとすれば、原判決が借金を申し込む目的で本件干物店を訪れた可能性を肯定したことまでが、およそ不合理であるとまではいえない。ただし、借金の申込みに行ったとしても、断られる可能性が高いことは重々承知していたはずであることは前述のとおりであり、その場合のことを何も考えずにいたとは想定し難く、被告人が激高しやすいタイプであることをうかがわせる証拠もなく、粗暴な傾向も見られないことからすれば、Aのことばが多少きつなくても被告人がそのことだけでAに殺意

を抱くとは考え難く、激高のあまり何も考えずに凶器を手にして犯行に及んだなどという事態は想定し難い。

いずれにせよ、被告人が本件干物店に入った状況については何ら証拠がなく、一つの可能性としては最初から強盗を実行するつもりで凶器を携え、顔を隠すなどして入ったが、Aに被告人であることを見破られるなどしたことから殺害したということが考えられるほか、当初から強盗殺人の意思で店内に入った可能性もあながち否定できず、また、可能性としてはさほど高くないものの、前述したように、当初は現金の融通を頼む意思で入ったが、これを断られたため、やむを得ず刃物を突き付けるなどして強盗行為に及び、顔を知られているために殺害行為にも及んだなどの事態も想定され、その中で最も被告人に有利なストーリーとして考えられるのが、当初は現金を融通してもらおうつもりであったというものであるといえる。そして、そのような最も有利な場合を想定したとしても、本件干物店に入った時点では、その時刻等からしてAから現金を融通してもらえなければ、翌日までに他から現金を入手することははなはだ困難な状況になっており、被告人はどうしても現金を用意しなければならないとの思いから心理的に追い詰められていたといえる。そのような状況下で、にべもなくAに借金を断られれば、最早すぐに現金を手に入れることができる残された方法としては現金を強奪する以外にはなく、他方で、強盗の犯行後も逮捕を免れるためにはAの口を封じるほかはないという状況になっていたのであるから、資金の融通を断ったAに対する憎しみも手伝って、Aを殺害して現金を強取する決意を固め犯行に及んだとしても不自然ではなく、現にAに対する攻撃に出ている以上、被告人に有利な場合を想定しても、合理的にはこのような事態の推移以外の可能性は考え難い。そうすると、本件干物店に入る時点から強盗の意思を有していた場合であれば当然のこととして、そうでない場合であっても、Aに対し刃物による加害行為に及んだ時点では、その行為の動機・目的は、現金強奪以外には

考えられず、その際には、Aの口を封じる必要があることやAの頸部を狙って執拗に攻撃を加えていることなどを併せ考慮すると、強盗の犯意と共に殺人の故意も有していたものと推認される。

したがって、被告人がAを殺害した主たる動機は現金を強奪するためであると認められ、Bについては、Aへの攻撃終了時点の頃かその後の物色時に同人が本件干物店に戻ったことから、現金強奪を妨害されないためか、顔を知られているBに警察に通報されないようにするためにA同様殺害するほかはないと決意して犯行に及んだものと推認される。

以上の点を踏まえた上で、原判決の量刑の当否について検討すると、死刑は他の刑罰とは異なり被告人の生命そのものを奪い去るという点で、あらゆる刑罰のうちで最も峻厳で誠にやむを得ない場合にのみ選択されるべき究極の刑罰であるから、特に慎重に適用すべきものであるが、死刑制度を存置する現行法制の下では、一定の場合には死刑を選択すべきことが当然に予定されているといえるのであって、これまでの判例等で示された考慮要素、すなわち、犯行の罪質、動機、計画性、態様殊に殺害の手段方法の執よう性・残虐性、結果の重大性殊に殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等を各量刑要素が考慮される根拠やその重要性の程度等を含め総合的に判断し、また、先例に照らして公平性が確保されているといえるか否かも検討し、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合には、死刑の選択をすることが是認できるものと判断される。

これを本件についてみると、本件は、元の勤務先で金銭を得るために2人を殺害し、現金を強取したという強盗殺人の事案であるところ、財産を得るために最も重要な保護法益である生命を故意に奪うという強盗殺人罪について、量刑要素として重視すべき点の一つは、原判決も指摘するとおり、被害者の数であるといえる。法定刑として死刑と無期懲役刑のみが定められ、数

ある犯罪の中ではなほだ悪質・重大な犯罪の範疇に入るといえる強盗殺人罪を犯し、複数の人命を奪うという重大な結果を生じさせたという点は、死刑の選択の当否を決する上で考慮されるべき最も重要な量刑要素であることは疑いを容れない。もつとも、既遂被害者が2名であることが直ちに刑種の選択に結び付くわけではなく、既遂被害者が2名の事案では無期懲役よりも死刑に処される場合が多いとはいえ、無期懲役が選択される場合も決して少なくなく、被殺者の数が他の量刑因子を圧倒するほどの重みを持つとはいえ、既遂被害者が2名である場合には原則的に死刑が選択されるという量刑傾向があるとまではいえないのであって、犯行の動機、態様、結果及びこれらに付随する事情等を具体的に検討して、その刑事責任が死刑に処するほど重いものであるか否かを判断する必要がある。

そこで、次に、このような観点から改めて犯行の動機、経緯についてみると、本件犯行に計画性があるとまでは認められないとしても、本件は、侵入盗が家人に見つかって逮捕されそうになったため、とっさに殺意を抱いて殺害行為に及んだ場合のような、殺害について偶発性が強い事案とは異なり、現金を借りられず強硬手段もやむなしという気持ちから積極的に殺害の意思を固め、Aに対する攻撃に出たものと推認され、Bについては、当初はBまで殺害する意思はなかったとは推認されるものの、同人が店内に戻ってきたため、Bと対面した頃には口封じや現金強取のためにはBも殺害するほかはないと考え、すぐに殺害行為に出たとしか考えられないことからすれば、いずれも殺意は強固であって、本件において殺害の計画性が認められないことは、それだけでは死刑を回避できるような重みのある量刑事情であるとはいえない。元の勤務先の経営者らの命を奪ってまでして当面必要となる現金を得ようという犯行動機には酌量の余地はなく、また、当然のことながらAやBには何ら落ち度は認められない。なお、本件犯行の動機形成には、被告人が金銭に窮して追い詰められた状況になっていたことが背景にあるところ、

被告人自身は自分が犯人でないとし、経済的に窮乏状態にあったことさえ否認しているので、経済的に困窮する状態に陥った原因については、はっきりと認定できるほどの証拠は収集されていない。しかし、いずれにせよ、被告人と妻の収入を合わせれば、通常的生活水準を維持するのに必要な収入は確保されていたはずであって、浪費することなく、身の丈に合った生活をしていれば、前記のような窮乏状態に陥ることはなかったはずであって、経済的な窮乏状態に陥ったことも含め、犯行の動機、経緯には特に酌むべき事情があったとは認められない。

次に、本件の犯行態様についてみると、被告人は、殺傷能力の高いと思われる刃物を用いて、Aには左右の頸部にそれぞれ刺切創を負わせ、Bには右頸部や前胸部に刺切創を負わせるなどし、その上で、被害者らを冷凍庫内に閉じ込めて扉の外側にバリケードを築き、普段は零下18ないし20度に設定している冷凍庫の温度を零下40度になるよう目いっぱい温度を下げる設定をするなどしている。被害者らは頸静脈が損傷したことによって徐々に出血が続き、さらに冷凍庫内に閉じ込められ、受傷による痛みや恐怖、死が迫っているのに助けを求めることができないなどという絶望感等にさいなまれたものと推察される。このようにみると、本件犯行態様は極めて残虐である上、被害者らにより苦しみを与えたという意味で、非人間的な犯行であるとした原判決の評価は正当であるといわざるを得ない。

これに対して、所論は、原判決が、上記のように冷凍庫内への閉じ込め行為をより強い苦しみ等を与えたもので残虐であると評価した点を捉え、この行為は被害者らに瀕死の重傷を与えた犯人がとどめを刺すことができずに苦しんだ挙句に行った行為であるかもしれず、これを残虐行為とした評価は誤っているという。被告人自身が本件関与を否定しているため、どのような経緯で冷凍庫に閉じ込めたのかは必ずしも明らかではなく、Aに対しては本件干物店を辞めた後のトラブル等の状況に照らし強い悪感情を抱いていたこと

もうかがわれるが、前記のとおり、被害者兩名とも被告人とは顔見知りであるから、面と向かって刃物でとどめを刺すことには躊躇を覚え、冷凍庫に閉じ込めて殺害するという、被告人自身は被害者らが死亡するところを目の当たりにしなくて済む殺害方法を選択したということは十分あり得ることである。そうであるとしても、刃物による攻撃にとどめず、被害者らを冷凍庫内に閉じ込め、バリケードを築いて逃げられないようにした上、庫内の温度を目いっぱい下げるという行為に出たことは、確実に被害者らの命を奪おうとする殺意の強固さを示している。被害者らは、首を掻き切られ、生きたまま凍えるような寒さの冷凍庫内に閉じ込められ、扉の外側に構築された強固なバリケードによってそこから逃げ出すこともできず、携帯電話を取り上げられ、翌朝になるまで誰も店内に入ってくるはずもないことからすれば、大声で叫んだりしても誰も助けには来てくれないという絶望的な状態に置かれ、生きるための一縷の望みも絶たれて相次いで息絶え、翌朝に冷凍庫内で身体を横たえたまま硬く凍結した無残な姿で発見されているのであるから、冷凍庫に入れた動機が前述した点にあったとしても、その殺害方法がむごたらしく非道なものであるという評価を受けるのはやむを得ない。遺族の被害感情が厳しいのも当然であり、異様な殺害方法等から本件犯行が地域社会に衝撃を与えたことも容易に察することができる。

なお、原判決は、被告人が犯行翌日にアリバイ工作に及んでいる上、犯人であることを否定して不合理な弁解に終始し、反省の情が皆無であることを量刑事情の一つとして取り上げているものの、その趣旨は、被害者の遺族に対して何ら慰謝の措置が採られていないことなどと併せて、犯行後の情状に酌むべき点がないことを示しているものと解され、前後の文脈からしても刑種の選択に影響するほど非難を加重する情状として考慮したものとはいえない。すなわち、本件のような死刑選択の当否が問題となる重大事案においては、極刑からだけは逃れたいとの強い欲求から虚偽の弁解をすることは被告

人の心情としてはある程度やむを得ないところであって、非難を強める事由としてこの点を重視するのは相当ではないが、結果として反省の情が認められず、犯行後の事情に何ら有利に斟酌すべき点がないという限度では、当然考慮されるべき事情になるといえる。その他、犯行時の年齢からすれば、被告人はとうに分別を弁えているはずの年齢に達しており、本件犯行時までにしたる前科はなく（本件と刑法45条後段の併合罪の関係にある失業保険金の不正受給の詐欺事案で本件後に執行猶予付き懲役刑に処せられているが、本件犯行とは異質の犯罪である。）、犯罪傾向が進んでいるとはいえないものの、その年齢や弁解状況等からすれば矯正可能性が高いと認めることはできず、さほど有利な事情は認め難い。

以上のとおり、本件犯行については計画性があるとはいえないとしても、被告人は、現金を強奪するために、確定的殺意の下で、被害者らの頸部を刃物で切り裂くなどして、多量の出血をさせた上、被害者らを確実に殺害するため、生きたまま冷凍庫内に閉じ込め、その外側にバリケードを築いて出入口を塞ぎ、庫内の温度を零下40度になるよう設定し、被害者らの何とか助かりたいという望みを完全に断ち切る行為にまで及んでいるのであって、その結果、被害者らは翌朝に血まみれ状態のまま凍結されたむごたらしい姿となって発見されており、このような殺害行為の態様の残虐性や目的に沿って冷徹に事を運んだ殺意の強固さや非情さ、犯行の動機・経緯に酌むべき点が何ら認められないこと、強取した金額も約29万円と決して少なくない額であること等に照らすと、本件は同一機会の2名に対する強盗殺人の事案の中でも犯情が相当悪く、被告人の刑事責任は誠に重大であって、その犯情からすれば死刑を選択することもやむを得ないといわざるを得ない事案である。その一方で、被告人は不合理な弁解に終始し、反省の情も示さず、遺族に対する慰謝の措置も全く執っていないなど、犯行後の情状にも何ら酌量すべき点はなく、本件犯行時まで懲役前科がなかったことのほかは有利な一般情状

として取り上げることができるほどの事情もないことなどを踏まえると、死刑の選択を回避できるような特に酌量すべき事情があるとはいえず、本件については、死刑を選択した原判決が量刑を誤ったものであるとは認められない。

3 量刑不当をいう論旨も理由がない。

## 第5 結論

よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、同法181条1項ただし書を適用して当審における訴訟費用は被告人に負担させないこととして、主文のとおり判決する。

平成30年7月30日

東京高等裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 大 島 隆 明

裁判官 菊 池 則 明

裁判官 林 欣 寛